

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助率
<b>1 介護人材参入促進事業</b>				
①新規・再就業促進事業 一般の方や離職者の介護分野への新規・再就業の促進に向けた事業の実施 <b>【事業例】</b> ・子ども、学生、高齢者、主婦等を対象に、介護の仕事の理解を進める体験事業やセミナーの実施 ・離職者を対象とした介護分野への再就業に向けた研修や体験事業の実施 ※単に補助事業者のPRを行う事業は対象外	ア 介護サービス事業者 イ アで構成する団体及び介護に関連する職能団体 ウ 介護福祉士養成施設	事業の実施に必要な次に掲げる経費で他の補助対象事業の補助対象経費でないもの  賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金その他知事が必要と認める経費（補助事業者の役員及び職員に係る賃金、報償費、手当及び交通費（ガソリン代、駐車場代、高速料金及び宿泊費を含む。）並びに補助事業者の役員及び職員並びに講師の飲食に関するものを除く。）	1事業当たり1,600千円 ※1補助事業者1回限り	3/4
②地域交流事業 地域の方々との交流を図りながら施設・事業所への理解を深め、中高年齢者等の参入促進を図る事業の実施 <b>【事業例】</b> ・地域の方々とのイベントに併せた施設や業務の紹介 ・地域の方々への健康指導等を含めた施設・業務紹介	ア 介護サービス事業者 イ アで構成する団体及び介護に関連する職能団体	賃金、報償費、手当及び交通費（ガソリン代、駐車場代、高速料金及び宿泊費を含む。）並びに補助事業者の役員及び職員並びに講師の飲食に関するものを除く。）	1事業当たり200千円 ※1補助事業者1回限り	3/4
<b>2 介護人材キャリアパス支援事業</b>				
①介護職員スキルアップ等研修実施事業 介護職員のキャリアパスを踏まえたスキルアップ等の研修を実施する事業 <b>【事業例】</b> ・職員の就労年数、職務及び階層に応じた研修の実施 ・職員のステップアップに向けた知識・技術研修の実施	ア 介護サービス事業者 イ アで構成する団体及び介護に関連する職能団体 ウ 介護福祉士養成施設	事業の実施に必要な次に掲げる経費で他の補助対象事業の補助対象経費でないもの  賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金その他知事が必要と認める経費（補助事業者の役員及び職員に係る賃金、報償費、手当及び交通費（ガソリン代、駐車場代、高速料金及び宿泊費を含む。）並びに補助事業者の役員及び職員並びに講師の飲食に関するものを除く。）	<b>【養成施設】</b> 1事業当たり3,500千円 <b>【事業者団体等】</b> 1事業当たり1,500千円 <b>【介護サービス事業者】</b> 1事業当たり500千円 （3以上の補助事業者が連携して5以上の事業所で行う場合は、1,500千円） ※1補助事業者1回限り（3以上の事業者が連携して行う場合を除く。）	<b>【養成施設及び事業者団体等】</b> 10/10 <b>【介護サービス事業者】</b> i) 岐阜県介護人材育成事業者認定制度認定事業者（申請時点） 10/10 ii) i 以外の事業者 3/4

<p>②介護職員研修派遣事業</p> <p>介護職員のキャリアパスを踏まえた、専門的な知識・技術の習得等のための職員の職場外研修派遣</p> <p>【事業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰<sup>かくたん</sup>吸引等研修</li> </ul>	<p>介護サービス事業者</p>	<p>職場外研修の派遣について、事業者が負担した受講料</p>	<p>職場外研修の受講1人1日 当たり10千円</p>	<p>1/2</p>
<p>③介護職員研修受講支援事業</p> <p>介護職員のキャリアパスを踏まえ、専門的な知識・技術の習得等のため、延べ5日間以上の職場外研修に職員を派遣する場合の研修代替職員の雇用等</p> <p>【事業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰吸引等研修</li> <li>・介護職員初任者研修</li> <li>・介護職員実務者研修</li> </ul> <p>※「延べ5日間以上の職場外研修」とは、一連の研修であれば研修日程は連続していなくても良い。</p>	<p>介護サービス事業者</p>	<p>研修代替職員の雇用等に必要次に掲げる経費で他の補助対象事業の対象経費でないもの</p> <p>給与・報酬・賃金・派遣料(手当(通勤手当等)を除く。)</p> <p>ただし、次のいずれかの場合に限る。</p> <p>①新たに研修代替職員の雇用・派遣契約をする場合</p> <p>②既に雇用している非常勤職員を変更契約等により研修代替職員とする場合</p>	<p>研修代替職員の雇用等1日 当たり10千円</p>	<p>10/10</p>
<p><b>3 地域密着型介護人材確保促進事業</b></p>				
<p>介護分野への就労促進に向けた、地域の実情に合わせた事業</p> <p>【事業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等が主体となって実施する就労促進セミナー</li> <li>・市町村等が委託して実施する介護分野への就労に関する講演会</li> </ul>	<p>ア 市町村 イ 広域連合</p>	<p>事業の実施に必要な次に掲げる経費で他の補助対象事業の対象経費でないもの</p> <p>賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金その他知事が必要と認める経費</p>	<p>1事業当たり1,200千円</p>	<p>1/2</p>

※1 補助事業者は、岐阜県内に施設・事業所等が所在し、岐阜県内で補助対象事業を実施する者に限る。

※2 「介護サービス事業者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者及び同法第115条の45第1項第1号イ及びロに掲げる事業を実施する同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。

※3 補助対象経費に対し、他に補助や助成を受けている場合は、対象外とする。